

<個人・医療法人>

A4 中小企業者に該当する事業主又は法人で、青色申告書を提出する者が、事業に要するために取得し使用した減価償却資産で、取得価額が30万円未満のものについては、その全額を必要経費に算入することができます。ただし、年間300万円を限度とします。

この取得価額の判定は1台ずつで行います。この事例では20万円<30万円ですので、この規定に該当します。また、20万円 × 3台 = 60万円 < 300万円なので、全額を必要経費に算入できます。